

令和 8 年度
一般財団法人神戸市学校給食会
事業概要

教 育 委 員 会

目 次

	頁
I 給食会設立の趣旨	1
II 給食会の概要	1
1 名称	1
2 所在地	1
3 設立年月日	1
4 基本財産	1
5 機構	1
6 職員数	2
7 評議員・役員	2
III 定款	3
IV 令和7年度事業報告	1 1
1 事業報告	1 1
2 事業別収支計算書	1 5
3 正味財産増減計算書	1 6
4 貸借対照表	1 7
5 財産目録	1 8
6 事業別収入明細書	1 9
7 事業別支出明細書	1 9
8 財務状況	2 0
V 令和8年度事業計画	2 1
1 事業計画	2 1
2 事業別収支予算書	2 5
3 予定正味財産増減計算書	2 6
4 予定貸借対照表	2 7
5 事業別予定収入明細書	2 8
6 事業別予定支出明細書	2 8
VI 令和7年度主要事業計画・実績比較	2 9

I 給食会設立の趣旨

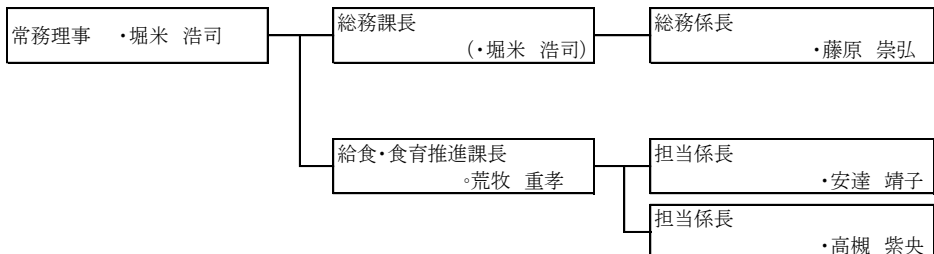
当会は、平成 30 年 5 月 10 日、学校給食の食材調達事業の実施体制の強化及び学校給食の食育事業の支援強化を図るため、学校給食に特化した外郭団体として設立されました。

平成 30 年 9 月に「公益財団法人神戸市スポーツ教育協会」より事業の移管を受け、神戸市立の義務教育諸学校の給食において、安全で良質な食材の調達、食育の推進及び地産地消の推進に関する事業を行い、もって児童生徒の心身の健全な育成に寄与します。

II 給食会の概要

- | | |
|---------|--|
| 1 名 称 | 一般財団法人神戸市学校給食会 |
| 2 所 在 地 | 神戸市中央区浜辺通 5 丁目 1 番 14 号（神戸商工貿易センタービル 10 階） |
| 3 設立年月日 | 平成 30 年 5 月 10 日 |
| 4 基本財産 | 3,000 千円（出捐：神戸市 100%） |
| 5 機 構 | |

会 長 。花田 裕之



・印は本市職員及び本市派遣職員

。印は本市退職職員

6 職員数(役員を除く)

令和8年7月1日現在

所 属	課 長	係 長	係 員	合 計
総務課	0 ※1	1(1)	2	3(1)
給食・食育推進課	1	2(2)	2	5(2)
合 計	1	3(3)	4	8(3)

()内は市派遣職員数内書

※1 総務課長は常務理事が兼ねているため、職員数には含まない。

7 評議員・役員

(1)評議員

令和8年7月1日現在 (五十音順)

氏 名	所属団体及び役職等
金 井 美 智 子	弁護士
小 西 絢 平	神戸市PTA協議会会長
西 村 順 二	流通科学大学商学部特任教授、甲南大学名誉教授
山 本 正 実	元神戸市教育委員会委員
脇 本 景 子	武庫川女子大学食物栄養科学部准教授

(2)役員(理事・監事)

令和8年7月1日現在 (五十音順)

役 職	氏 名	所属団体及び役職等
理事	赤 松 三菜子	神戸市立中学校長会給食検討委員会委員長
理事	大 前 和 隆	神戸市小学校長会副会長
理事	木 村 知 紀	神戸市健康局部長
理事	椿 野 智 弘	神戸市経済観光局局長
会長◎	花 田 裕 之	
理事	藤 井 重 樹	神戸市教育委員会事務局副局長
常務理事	堀 米 浩 司	神戸市教育委員会事務局部長

◎代表理事

役 職	氏 名	所属団体及び役職等
監事	谷 木 祐 介	谷木公認会計士事務所 公認会計士

Ⅲ 一般財団法人 神戸市学校給食会定款

第 1 章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人神戸市学校給食会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神戸市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、神戸市立の義務教育諸学校の給食において、安全で良質な食材の調達、食育の推進及び地産地消の推進に関する事業を行い、もって児童生徒の心身の健全な育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)安全で良質な学校給食の食材の安定的な調達に関する事業
- (2)学校給食における食育の推進、地産地消の推進に関する事業
- (3)食材、地産地消及び食育についての情報発信に関する事業
- (4)その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、神戸市において行うものとする。

第 3 章 資産及び会計

(財産の拠出及びその価額)

第5条 この法人の設立に際して、設立者は、別表に掲げる設立者拠出財産目録に記載された財産を、この法人のために拠出する。

(基本財産)

第6条 前条の財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。なお、基本財産である現金は理事会の議決を経て定期預金等とするなど確実な方法により、会長（第 21 条に規定する会長をいう。以下同じ。）が保管する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧 に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)事業報告

(2)事業報告の附属明細書

(3)貸借対照表

(4)正味財産増減計算書

(5)貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6)財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第5号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1)監査報告

(2)理事及び監事並びに評議員の名簿

(3)理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4)運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員 3 名以上 10 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号。以下「一般法人法」という。)第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1)各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

ア 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ 当該評議員の使用人

エ イ又はウに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエまでに掲げる者の 3 親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

(ア)国の機関

(イ)地方公共団体

(ウ)独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

(エ)国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

(カ)地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

(キ) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第12条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第13条 評議員に対して、各年度の総額が 400,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

第 5 章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1)理事及び監事並びに評議員の選任及び解任
- (2)理事及び監事の報酬等の額
- (3)評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4)貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5)財産目録の承認
- (6)定款の変更
- (7)残余財産の処分
- (8)基本財産の処分又は除外の承認
- (9)その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1)監事の解任
- (2)評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3)定款の変更
- (4)基本財産の処分又は除外の承認

(5)その他法令又はこの定款で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した評議員の中からその会議において選出された議事録署名人 2 名以上は、前項の議事録に署名押印する。

第 6 章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1)理事 3 名以上 10 名以内

(2)監事 2 名以内

- 2 理事のうち 1 名を会長、1 名を常務理事とする。
- 3 第 2 項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって一般法人法第 197 条において準用する一般法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は、会長を補佐する。
- 4 常務理事は、この法人の業務を執行する。
- 5 会長及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、

又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

- 4 監事は前項の報告をするため、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の一部免除)

第28条 この法人は、一般法人法第198条において準用する一般法人法第111条第1項の賠償責任について、理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは一般法人法第198条において準用する一般法人法第113条に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって、免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1)この法人の業務執行の決定

(2)理事の職務の執行の監督

(3)会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 197 条において準用する一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

3 会長が欠けたとき又は、事故があるときは、出席した理事及び監事の全員が、第 1 項の議事録に記名押印又は署名する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 11 条についても適用する。

(解散)

第36条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第38条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 10 章 補則

(委任)

第39条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長 が別に定める。

附 則

1 この法人の設立者は次に掲げる者とする。

設立者 神戸市

2 この定款は、法人成立の日から施行する。

3 この法人の設立時会長及び設立時常務理事は、次に掲げる者とする。

(略)

4 この法人の設立時評議員は次に掲げる者とする。

(略)

5 この法人の設立時役員は次に掲げる者とする。

(略)

6 この法人の最初の事業年度は、この法人の設立の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

(別表)

設立者拠出財産目録

基本財産

拠出財産の種別	価格
現金	3,000,000 円

IV 令和7年度 事業報告

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

1 事業報告

当会では、定款第4条第1項の規定に基づき、同項各号に掲げる事業を実施した。

- ・安全で良質な学校給食の食材の安定的な調達に関する事業（同項第1号）
- ・学校給食における食育の推進、地産地消の推進に関する事業（同項第2号）
- ・食材、地産地消及び食育についての情報発信に関する事業（同項第3号）

(1) 学校給食用食材調達事業

教育委員会事務局作成の給食献立に基づき、実施日毎の給食人員を確認のうえ納入数量を算出し、安全で良質な食材を安定的に調達し、小学校、共同調理場及び民間調理事業者等に供給した。

ア 食材の調達

- (ア) 給食で使用する副食食材は、原則として、教育委員会事務局が主催する「神戸市学校給食食品選定委員会」において選定し、給食会が登録した食材を調達した。（生鮮野菜を除く。）
- (イ) 食材の納入業者について、食材の安全、安定的な調達の観点から登録制を採用しており、食材は登録した業者から調達した。
(業者数：36社)
- (ウ) 食材は、量・取扱業者数・使用頻度等により、入札又は見積合わせ等の方法により調達し、小学校等の各調理施設に供給した。

《参考：学校給食対象校、対象人数等》

(小学校・義務教育学校（前期課程）・特別支援学校給食）

対象校数 169校
対象人数 76,682人
献立回数 193回
年間給食数 14,118,490食

(中学校・義務教育学校（後期課程）給食）

対象校数 82校
対象人数 35,565人
献立回数 196回
年間給食数 4,775,261食

イ 食材の衛生管理

(ア) 細菌検査・理化学検査

納入業者が安全な食材を納入していることを確認・指導するために、細菌検査並びに理化学検査を実施した。

a 細菌検査

小学校等への納入時に食材の一部を抜き取り、細菌検査を行った。

- ・567回／年
- ・検査結果：基準値以上又は陽性 22回

※中心温度75℃で1分以上加熱調理を行っているため菌は死滅し、給食提供に支障なし。

b 理化学検査

(a) 残留農薬検査

冷凍野菜について、残留農薬検査を行った。

- ・29回／年
- ・検査結果：基準値を超える数値は検出されなかった。

(b) 放射性物質検査

国の原子力災害対策本部のガイドライン（検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方）に基づき、出荷元の自治体の義務検査に加えて「放射性物質検査」を重ねて行った。

- ・14回/年（冷凍牛肉8回・牛乳6回）
- ・検査結果：基準値を超える数値は検出さなかった。

(イ) 工場調査

学校給食食品納入業者の製造工場等の衛生管理状況を確認するため、立入調査を実施した。また、必要に応じて改善状況を確認・指導する「フォロー調査」を行った。

24工場/年 フォロー調査 1工場/年

(2) 食育・地産地消推進事業

ア 食育支援事業

教育委員会事務局・経済観光局と連携して、学校と農業生産者・J A・企業等を繋ぎ、未来を担う子どもたちに多様な体験型の食育プログラムを提供することで、学校での食育の推進を支援した。

(ア) 「神戸っ子おにぎりプログラム」（平成23年度開始）

小学生を対象に、地元産の食材（兵庫内産の米と兵庫県産の海苔）を使用して、日本の伝統食であるおにぎりづくりや生産者等による多様な食育授業を実施した。（52校4,021人参加）

(イ) 「神戸っ子農業体験事業ル*ル*ルプログラム」（平成25年度開始）

（※「ル*ル*ル」は、「育てル」「収穫すル」学校給食で「食べル」の3つの“る”から命名）

北区・西区の農業生産者・J A・経済観光局と連携して、小学生を対象に農業体験事業を実施した。（6校530人参加）

品 目	実施校 参加人数	実施月	内 容（実施場所）
たまねぎ	4校 400人	5・6月	収穫体験、生産者の講義・地域との交流 （北区淡河町、北区大沢町、西区平野町）
にんじん	1校 37人	12月	収穫体験、生産者の講義・地域との交流 （西区平野町）
じゃがいも	1校 93人	12月	収穫体験、生産者の講義・地域との交流 （西区岩岡町）
計	6校 530人		児童数のみ計上
<中止>			
米	3校	6・10月	田植え、稲刈り、生産者の講義・地域との交流 ➡熱中症対応のため中止

(ウ) 「神戸っ子食育応援団プログラム」（平成25年度開始）

学校給食に食材を提供する登録企業及び関連企業と連携し、企業の食育プログラムを紹介・実施した。

また、児童が自分たちの給食について理解を深めることができるよう、北学校給食調理場の見学を実施した。（26校1,899人参加）

a 小学校・義務教育学校・特別支援学校向け食育支援事業

	企業等	参加校数（校）	参加児童数（人）
工場見学	キューピー	7 特支 1	580
	森永乳業	2	316
	理研ビタミン	3	286
	北学校給食共同調理場	1	20
出前授業	ヤクルト	6	449
	ビーフン教室	1	32
	※アメリカ領事館・ニガキ	1	79
計		22	1,762

※アメリカ領事館（アメリカの国土や農業大国について）、ニガキ（輸入品による食材確保について）による国際交流授業を実施

b 中学校・特別支援学校・高校向け食育支援事業

	企業等	参加校数（校）	参加児童数（人）
工場見学	ヤクルト	特支 1	20
	森永乳業	特支 2	39
出前授業	ビーフン教室	中 1	78
計		4	137

(エ) 「神戸っ子みそづくりプログラム」（令和元年度開始）

小学3年生を対象に、兵庫六甲JA神戸北女性会と連携して、「すがたをかえる大豆」の学習から、さらに広く「食」に関する多様な知識の習得や経験ができるよう「みそづくり」体験を実施した。（5校431人参加）

(オ) 「神戸っ子SDGsプログラム」（令和2年度開始）

小学4年生を対象に、建設局下水道部、JA、キャベツ生産者と連携して、「KOBEハーベスト」（下水から効率的に回収したリンを使った環境にやさしい資源循環型肥料）で育てたキャベツの収穫体験・出前授業を実施した。（1校86人参加）

(カ) 神戸っ子おさかな教室（令和4年度開始）

中学生を対象に、神戸水産物卸協同組合、中央卸売市場料理教室と連携して、さかな料理のプロに学ぶプログラム（さかなをさばき調理する）を実施した。（4校260人参加）

(キ) 各種広報媒体による啓発（令和4年度開始）

上記プログラムを体験していない児童生徒が、食育プログラムの参加有無にかかわらず幅広く学べるよう、地場産食材を紹介するコンテンツや食育動画を制作・配信した。

イ 地産地消推進事業

北区・西区に有数の農業地帯を有する神戸市の恵まれた条件を生かし、「こうべ旬菜」など市内産野菜の学校給食への優先利用や、給食での使用量が多い野菜を生産する「こうべ給食畑推進事業」などにより、地産地消を推進してきた。

しかしながら、市内産野菜の生産者や生産量の減少や中学校給食全員喫食制への移行など給食を取り巻く大きな環境の変化、葉物野菜を中心とした市内産野菜の生産状況と重量野菜を多く使用する給食での野菜使用状況が合っていないことに対応するため神戸市学校給食地産地消推進懇話会を開催し、神戸にふさわしい地産地消の推進について議論を重ね、地産地消の新たな基準、目標・目標年次、取組方策を定めた地産地消推進計画を策定した（別紙参照）。

○神戸市学校給食 地産地消推進計画（抜粋）○

《新基準》

市内産野菜供給量のうち、給食で使用する野菜使用量の割合

《目標・目標年次》

令和6年度**9.4%**を令和12年度に5割増（14%）

※参考

旧基準：給食で使用する野菜使用量のうち、市内産野菜使用量の割合

目 標：20%（過去最高19.8%、令和6年度11.7%）

給食における地産地消率の状況

	6 年度	7 年度
市内産野菜給食使用量	193.4 t	242.2 t
JA 市内産供給量	2,047.8 t	2,427.7 t
地産地消率（※）	9.4%	10.0%

※参考：旧基準 6 年度：11.7%、7 年度：12.3%

（3）情報発信事業

ホームページにおいて、学校給食用の食材、食品検査結果等の衛生管理情報、地産地消、食育の取組等の紹介を行った。さらに魅力的なホームページとなるよう、目的情報にたどり着きやすく、見やすくなるよう新年度に向けてリニューアルを行った。また、Instagram でも様々な情報を発信した。

あわせて、利用者が求める情報の内容も多様化しており、利用者ニーズの把握のためにアンケート調査を行った。その結果、閲覧したい内容として、特色ある給食献立、食育プログラム、給食の食材が上位に挙がり、献立への関心の高さがうかがわれた。

保護者アンケートの概要

○調査期間 令和8年3月2日（月）～3月6日（金）

○調査方法 専用アンケートサイト

○設問数 全 10 問

○対象数 14,414 人（小学校・中学校各区 1 校、特別支援学校 1 校）

○回答数 402 人（回答率 2.8%）

○結果概要

⇒ Instagram で閲覧したい内容（複数回答）

- ・「特色ある給食献立」42.9%
 - ・「こどもが参加した食育プログラム」25.8%
 - ・「給食で使われている地元産野菜」23.6%
 - ・「その他」7.7%。「その他」7.7%のうち「レシピ」25.5%
- と、献立への関心が高いことがうかがわれた。

⇒ ホームページで閲覧したい内容（複数回答）

- ・「給食の食材（給食でクローズアップした献立など）」36.1%
 - ・「地産地消（神戸産の野菜など）」22.3%
 - ・「食育プログラム（野菜の収穫体験など）」20.5%
 - ・「食材の衛生管理（細菌検査や農薬検査結果など）」16.1%
 - ・「その他」が 5.0%。「その他」5.0%のうち「レシピ」50%
- と、献立への関心が高いことがうかがわれた。

2 事業別収支計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（単位：円）

収益の部		費用の部	
事業	金額	事業	金額
経常収益の部	6,966,701,647	経常費用の部	6,966,679,647
給食・食育推進事業会計	6,932,674,475	給食・食育推進事業会計	6,932,674,475
学校給食用食材調達事業	6,928,566,879	学校給食用食材調達事業	6,928,566,879
食育・地産地消推進事業	4,107,596	食育・地産地消推進事業	4,107,596
法人会計	34,027,172	法人会計	34,005,172
経常外収益の部	0	経常外費用の部	0
収益合計	6,966,701,647	費用合計	6,966,679,647
※ 神戸市からの収入		税引前当期一般正味財産増減額 (A)	22,000
・ 受託料 6,452,054千円		法人税・住民税及び事業税 (B)	22,000
・ 負担金 117,200千円		当期一般正味財産増減額 (A)-(B)	0

<参考>学校給食用食材調達事業収支 別表

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（単位：円）

収益の部		費用の部	
小学校給食等	金額	小学校給食等	金額
事業収入	4,751,247,982	人件費	15,680,476
負担金・補助金収入	94,826	物件費	4,735,376,785
その他収入	43,487	減価償却費	329,034
前受金への充当(H)	0		
当期収入合計	4,751,386,295	当期支出合計	4,751,386,295

中学校給食等	金額	中学校給食等	金額
事業収入	2,090,726,215	人件費	9,421,046
負担金・補助金収入	86,339,494	物件費	2,165,385,899
その他収入	114,875	減価償却費	2,373,639
前受金への充当(N)	0		
当期収入合計	2,177,180,584	当期支出合計	2,177,180,584

学校給食用食材調達事業収益合計	6,928,566,879	学校給食用食材調達事業費用合計	6,928,566,879
-----------------	---------------	-----------------	---------------

3 正味財産増減計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（単位：円）

科目	金額	
I 一般正味財産増減の部		
1. 経常増減の部		
(1) 経常収益		
基本財産運用益	750	
事業収益	6,849,342,701	
受取負担金	117,199,834	
雑収益	158,362	
経常収益 計		6,966,701,647
(2) 経常費用		
事業費	6,932,674,475	
管理費	34,005,172	
経常費用 計		6,966,679,647
当期経常増減額		22,000
2. 経常外増減の部		
(1) 経常外収益	0	
経常外収益 計		0
(2) 経常外費用	0	
経常外費用 計		0
当期経常外増減額		0
税引前当期一般正味財産増減額		22,000
法人税、住民税及び事業税		22,000
当期一般正味財産増減額		0
一般正味財産期首残高		0
一般正味財産期末残高		0
II 指定正味財産増減の部		
一般正味財産への振替額		△ 94,826
当期指定正味財産増減額		△ 94,826
指定正味財産期首残高		3,244,830
指定正味財産期末残高		3,150,004
当期正味財産増減額		△ 94,826
正味財産期首残高		3,244,830
III 正味財産期末残高		3,150,004

4 貸借対照表

令和8年3月31日現在(単位:円)

科目	金額	科目	金額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	802,449,717	未払金	816,433,184
未収金	396,000	前受金	0
前払費用	1,370,407	預り金	179,580
流動資産合計	804,216,124	流動負債合計	816,612,764
2. 固定資産		2. 固定負債	
(1)基本財産		退職給付引当金	2,821,241
預金	3,000,000	固定負債合計	2,821,241
基本財産合計	3,000,000	負債合計	819,434,005
(2)特定資産			
退職給付引当資産	2,821,241	III 正味財産の部	
什器備品	991,108	1. 指定正味財産	
保証金	150,000	出捐金	3,000,000
ソフトウェア	11,405,536	(うち基本財産への充当額)	(3,000,000)
特定資産合計	15,367,885	市負担金	150,004
固定資産合計	18,367,885	指定正味財産合計額	3,150,004
		2. 一般正味財産	0
		正味財産合計	3,150,004
資産合計	822,584,009	負債及び正味財産合計	822,584,009

(特定資産)

什器備品減価償却累計額 4,603,884

5 財産目録

令和8年3月31日現在（単位：円）

科目	金額	科目	金額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金		未払金	
小口現金等	16,597	給食食材費等	816,433,184
普通預貯金		預り金	
三井住友銀行	802,433,120	所得税・市県民税等	179,580
未収金（発注システム負担金）	396,000		
前払費用（8年度事務室賃料等）	1,370,407		
流動資産合計	804,216,124	流動負債合計	816,612,764
2. 固定資産		2. 固定負債	
(1)基本財産		退職給付引当金	2,821,241
定期預金		固定負債合計	2,821,241
三井住友銀行	3,000,000	負債合計	819,434,005
基本財産合計	3,000,000		
(2)特定資産		III 正味財産の部	3,150,004
退職給付引当資産	2,821,241		
什器備品	991,108		
ソフトウェア	11,405,536		
保証金	150,000		
特定資産合計	15,367,885		
固定資産合計	18,367,885		
資産合計	822,584,009		

6 事業別収入明細書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（単位：円）

		内訳		
事業	合計	事業収入	負担金・補助金収入	その他収入
経常増減の部	6,966,701,647	6,849,342,701	117,199,834	159,112
給食・食育推進事業会計	6,932,674,475	6,841,974,197	90,541,916	158,362
学校給食用食材調達事業	6,928,566,879	6,841,974,197	86,434,320	158,362
食育・地産地消推進事業	4,107,596	0	4,107,596	0
法人会計	34,027,172	7,368,504	26,657,918	750
総務・法人管理	34,027,172	7,368,504	26,657,918	750
経常外増減の部	0	0	0	0
当期収入合計	6,966,701,647	6,849,342,701	117,199,834	159,112

7 事業別支出明細書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（単位：円）

		内訳		
事業	合計	人件費	物件費	減価償却費
経常増減の部	6,966,679,647	42,269,163	6,921,516,648	2,893,836
給食・食育推進事業会計	6,932,674,475	25,128,522	6,904,843,280	2,702,673
学校給食用食材調達事業	6,928,566,879	25,128,522	6,900,735,684	2,702,673
食育・地産地消推進事業	4,107,596	0	4,107,596	0
法人会計	34,005,172	17,140,641	16,673,368	191,163
総務・法人管理	34,005,172	17,140,641	16,673,368	191,163
経常外増減の部	0	0	0	0
小計（税引前当期支出額）	6,966,679,647	42,269,163	6,921,516,648	2,893,836
法人税・住民税及び事業税	22,000	0	22,000	0
当期支出合計	6,966,701,647	42,269,163	6,921,538,648	2,893,836

8 財務状況

(単位：千円)

（単位：千円）

			令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	6 → 7 増減
正味財産増減計算書	一般正味財産増減の部	当期経常増減額	22	22	22	0
		経常収益	5,706,737	5,902,085	6,966,702	1,064,617
		経常費用	5,706,715	5,902,063	6,966,680	1,064,617
		うち事業費	5,682,655	5,876,833	6,932,674	1,055,841
		うち管理費	24,059	25,230	34,005	8,775
		評価損益等	0	0	0	0
		当期経常外増減額	0	0	0	0
		経常外収益	0	0	0	0
		経常外費用	0	0	0	0
		法人税、住民税及び事業税	22	22	22	0
		当期一般正味財産増減額	0	0	0	0
		一般正味財産期首残高	0	0	0	0
		一般正味財産期末残高	0	0	0	0
	指定正味財産	当期指定正味財産増減額	▲ 286	▲ 95	▲ 95	0
		指定正味財産増加額	0	0		0
		指定正味財産減少額	286	95	95	0
		うち一般正味財産への振替額	▲ 286	▲ 95	▲ 95	0
		指定正味財産期首残高	3,627	3,340	3,245	▲ 95
		指定正味財産期末残高	3,340	3,245	3,150	▲ 95
正味財産期首残高		3,627	3,340	3,245	▲ 95	
当期正味財産増減	▲ 286	▲ 95	▲ 95	0		
正味財産期末残高	3,340	3,245	3,150	▲ 95		
貸借対照表（B / S）	資産合計	資産合計	999,549	799,901	822,584	22,683
		流動資産	994,692	784,108	804,216	20,108
		固定資産	4,857	15,792	18,368	2,576
		うち建物	0	0	0	0
	負債合計	負債合計	996,209	796,656	819,434	22,778
		流動負債	994,692	794,497	816,612	22,115
		うち短期借入金	0	0	0	0
		固定負債	1,517	2,159	2,821	662
		うち長期借入金	0	0	0	0
	正味財産合計	正味財産合計	3,340	3,245	3,150	▲ 95
		指定正味財産	3,340	3,245	3,150	▲ 95
		一般正味財産	0	0	0	0

V 令和 8 年度 事業計画

(令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日)

1 事業計画

当会では、定款第 4 条第 1 項の規定に基づき、同項各号に掲げる事業を実施する。

- ・安全で良質な学校給食の食材の安定的な調達に関する事業（同項第 1 号）
- ・学校給食における食育の推進、地産地消の推進に関する事業（同項第 2 号）
- ・食材、地産地消及び食育についての情報発信に関する事業（同項第 3 号）

(1) 学校給食用食材調達事業

教育委員会事務局作成の給食献立に基づき、実施日毎の給食人員を確認のうえ納入数量を算出し、安全で良質な食材を安定的に調達し、小学校、共同調理場及び民間調理事業者等に供給する。

ア 食材の調達

- (ア) 給食で使用する副食食材は、原則として、教育委員会事務局が主催する「神戸市学校給食食品選定委員会」において選定し、給食会が登録した食材を調達する。(生鮮野菜を除く。)
- (イ) 食材の納入業者について、食材の安全、安定的な調達の観点から登録制を採用しており、食材は登録した業者から調達する。
(業者数：36 社)
登録有効期間：3 年（令和 7 年 4 月～令和 10 年 3 月）
- (ウ) 食材は、量・取扱業者数・使用頻度等により、入札又は見積合わせ等の方法により調達し、小学校等の各調理施設に供給する。

《参考：学校給食対象校、対象人数》

(小学校及び義務教育学校（前期課程）、特別支援学校)

学校数：169 校 対象人数：74,975 人（児童生徒と職員数）

区 分		小学校	義務教育 学校	特別支援 学校	計
自 校 調 理 校		137	0	6	143
給食センター方式	北	16	0	0	16
	第一	1	0	0	1
	第二	6	1	0	7
	民間	0	1	0	1
親子調理方式（受配校） *		1	0	0	1
合 計		161	2	6	169

* 小学校（親校）の給食室で調理した給食を近隣の小学校（子校）に配送。

(中学校及び義務教育学校(後期課程))

学校数: 82 校 対象人数: 35,165 人(生徒と職員数)

区 分		中学校	義務教育 学校	計
給食センター方式	第一	19	0	19
	第二	27	1	28
	民間	30	1	31
親子調理方式 *		4	0	4
合 計		80	2	82

* 小学校(親校)の給食室で調理した給食を近隣の中学校(子校)に配送。

イ 食材の衛生管理

(ア) 細菌検査・理化学検査

納入業者が安全な食材を納入していることを確認・指導するために、細菌検査並びに理化学検査を実施する。

a 細菌検査

小学校等への納入時に食材の一部を抜き取り、細菌検査を行う。

※600 回/年 実施予定

b 理化学検査

(a) 残留農薬検査

冷凍野菜について、残留農薬検査を行う。※30 回/年 実施予定

(b) 放射性物質検査

国の原子力災害対策本部のガイドライン(検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方)に基づき、出荷元自治体の義務検査に加えて、放射性物質検査を重ねて行う。

※10 回/年 実施予定

(イ) 工場調査

学校給食食品納入業者の製造工場等の衛生管理状況を確認するため、食材取扱額の多い工場を中心に立入調査を実施する。また、必要に応じて改善状況を確認・指導する「フォロー調査」を行う。

※25 工場/年 実施予定。

ウ 給食中止による食品ロス対策

気象警報発令による学校休校となった場合、当日の給食食材は翌日に使用し、翌日の食材が不用になる。不用になった食材のうち、登録事業者が他に転用できず廃棄せざるを得ないものについて食材補償を行う。食材補償を行った食材のうち、利用可能なものについてフードバンク等は無償で譲渡する取り組みを実施する。

(2) 食育・地産地消推進事業

ア 食育支援事業

教育委員会事務局・経済観光局と連携して、学校と農業生産者・J A・企業等を繋ぎ、未来を担う子どもたちに多様な体験型の食育プログラムを提供することで、学校での食育の推進を支援する。

(ア) 「神戸っ子おにぎりプログラム」(平成23年度開始)

小学生を対象に、地元産の食材(神戸市産の米と兵庫県産の海苔)を使用し、日本の伝統食であるおにぎりづくりや生産者等による食育授業を実施する。

- (イ) 「神戸っ子農業体験ル*ル*ルプログラム」(平成25年度開始)
小学生を対象に北区・西区の農業生産者・J A・経済観光局と連携して、農業体験事業を実施する。
- (ウ) 「神戸っ子食育応援団プログラム」(平成25年度開始)
学校給食に食材を提供する登録企業及び関連企業と連携し、企業の食育プログラムを紹介・実施する。
- (エ) 「神戸っ子みそづくりプログラム」(令和元年度開始)
小学3年生を対象に、兵庫六甲J A神戸北女性会と連携して、「すがたをかえる大豆」の学習から、さらに広く「食」に関する多様な知識の習得や経験ができるよう「みそづくり」体験を実施する。
- (オ) 「神戸っ子SDGsプログラム」(令和2年度開始)
小学4年生を対象に、建設局下水道部、J A、キャベツ生産者と連携して、「KOBEハーベスト」(下水から効率的に回収したリンを使った環境にやさしい資源循環型肥料)で育てたキャベツの収穫体験・出前授業を実施する。
- (カ) 神戸っ子おさかな教室(令和4年度開始)
中学生を対象に、神戸水産物卸協同組合、中央卸売市場料理教室と連携して、さかな料理のプロに学ぶプログラム(さかなをさばき調理する)を実施する。
- (キ) 各種広報媒体による啓発
上記プログラムを体験していない児童生徒が、食育プログラムの参加有無にかかわらず幅広く学べるよう、地場産食材を紹介するコンテンツや食育動画を制作・配信する。

イ 地産地消推進事業

令和7年度に給食関係者(生産者(J A)、市場関係者、神戸市経済観光局、神戸市教育委員会)で協議し、新たに設けた地産地消の基準、目標・目標年次、取組方策を定めた地産地消推進計画を策定した。この計画に基づき、令和8年度は関係者とともに取組を推進する。

(3) 情報発信事業

令和7年度に利用者ニーズの把握のために行ったアンケート結果も踏まえながら、より神戸の学校給食の魅力をお届けできるよう、一新したInstagramで旬の食材を使用した季節料理や新料理、地元食材を使用した献立など地産地消の取組み、農業体験などの食育事業など、様々な情報を発信していく。

また、ホームページにおいても、学校給食用の食材調達状況、食品検査結果等の衛生管理情報、地産地消、食育の取組等、写真や動画を交えながらタイムリーな情報配信に取り組む。

加えて、児童の食育プログラムの実施にあわせて、「食」や生産者への感謝の念、地産地消の大切さ、流通や環境への理解を育むというプログラムの企画趣旨について、保護者にも伝わるようチラシを配布するなど様々な形で情報発信に努める。

(4) 業務執行体制及び教育委員会事務局との連携強化

①業務執行体制の強化

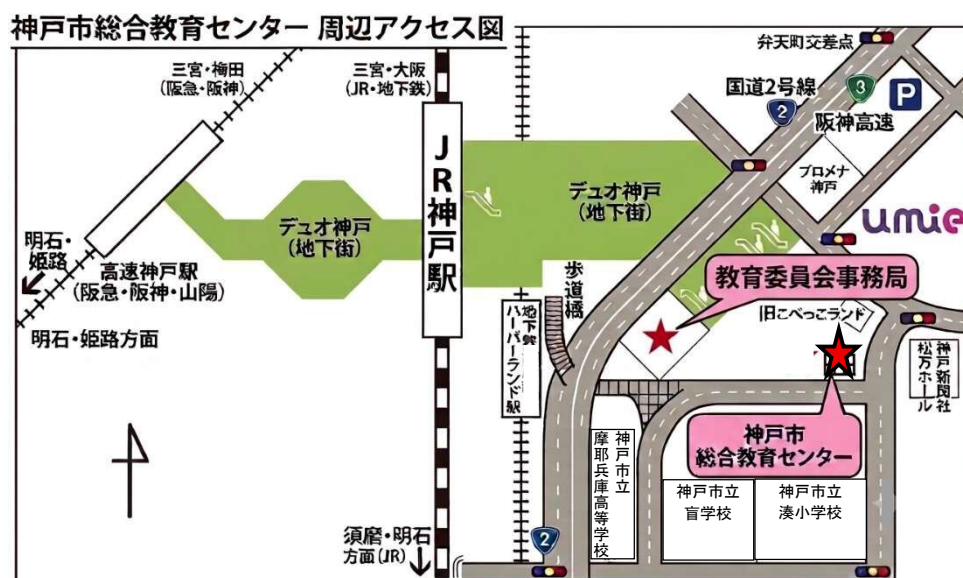
業務の効率化を含め時代の変化に対応した業務改革を進め、持続して安定した業務運営が図られるよう、当会設立以降初めて令和8年4月に固有職員（社会人経験者2名）を採用し、業務執行体制の強化を図る。

②教育委員会事務局との連携強化

令和8年8月に下記の教育委員会事務局の近接地に移転し、これまで以上に連携を強化することにより、中学校給食の全員喫食化を踏まえた食材の確実な調達、衛生管理の徹底、目標達成に向けた地産地消の推進、食育事業の更なる展開などを一層進める。

あわせて、来訪者との対応エリアを区分することによるセキュリティの強化、大型モニターの設置や開放的な会議室など時代にあった業務環境を構築するとともに、効率的な業務動線確保、システムの集約化など事務の効率化・職員の働き方改革を進める。

移転先：神戸市中央区東川崎町1－3－2（神戸市総合教育センター5階）



2 事業別収支予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（単位：千円）

収益の部		費用の部	
事業	金額	事業	金額
給食・食育推進事業会計	8,020,965	給食・食育推進事業会計	8,020,965
学校給食用食材調達事業	8,015,539	学校給食用食材調達事業	8,015,539
食育・地産地消推進事業	5,426	食育・地産地消推進事業	5,426
法人会計	43,115	法人会計	43,115
総務・法人管理	43,115	総務・法人管理	43,115
収益合計	8,064,080	費用合計	8,064,080
※ 神戸市からの収入 ・ 受託料 8,015,539千円 ・ 負担金 48,541千円		税引前当期一般正味財産増減額 (A)	0
		法人税・住民税及び事業税 (B)	0
		当期一般正味財産増減額 (A)-(B)	0

3 予定正味財産増減計算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（単位：千円）

科目	金額	
I 一般正味財産増減の部		
1. 経常増減の部		
(1) 経常収益		
事業収益	8,015,539	
受取負担金	48,541	
経常収益 計		8,064,080
(2) 経常費用		
事業費	8,020,965	
管理費	43,115	
経常費用 計		8,064,080
当期経常増減額		0
2. 経常外増減の部		
(1) 経常外収益	0	
経常外収益 計		0
(2) 経常外費用	0	
経常外費用 計		0
当期経常外増減額		0
当期一般正味財産増減額		0
一般正味財産期首残高		0
一般正味財産期末残高		0
II 指定正味財産増減の部		
受取負担金		0
一般正味財産への振替額		0
当期指定正味財産増減額		0
指定正味財産期首残高		3,150
指定正味財産期末残高		3,150
当期正味財産増減額		0
正味財産期首残高		3,150
III 正味財産期末残高		3,150

4 予定貸借対照表

令和9年3月31日現在(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	805,613	未払金	816,433
前払費用	1,370	前受金	0
流動資産合計	806,983	預り金	180
2. 固定資産		流動負債合計	816,613
(1)基本財産		2. 固定負債	
預金	3,000	退職給付引当金	3,562
基本財産合計	3,000	固定負債合計	3,562
(2)特定資産		負債合計	820,175
退職給付引当資産	3,562	III 正味財産の部	
什器備品	534	1. 指定正味財産	
ソフトウェア	9,096	出捐金	3,000
保証金	150	(うち基本財産への充当額)	(3,000)
特定資産合計	13,342	市負担金	150
固定資産合計	16,342	指定正味財産合計額	3,150
		2. 一般正味財産	0
		正味財産合計	3,150
資産合計	823,325	負債及び正味財産合計	823,325

(特定資産)

什器備品減価償却累計額 5,061

5 事業別予定収入明細書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（単位：千円）

		内訳		
事業	合計	事業収入	負担金・補助金収入	その他収入
経常増減の部	8,064,080	8,015,539	48,541	0
給食・食育推進事業会計	8,020,965	8,015,539	5,426	0
学校給食用食材調達事業	8,015,539	8,015,539	0	0
食育・地産地消推進事業	5,426	0	5,426	0
法人会計	43,115	0	43,115	0
経常外増減の部	0	0	0	0
当期収入合計	8,064,080	8,015,539	48,541	0

6 事業別予定支出明細書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（単位：千円）

		内訳		
事業	合計	人件費	物件費	減価償却費
経常増減の部	8,064,080	65,369	7,995,944	2,767
給食・食育推進事業会計	8,020,965	36,510	7,981,899	2,556
学校給食用食材調達事業	8,015,539	36,510	7,976,473	2,556
食育・地産地消推進事業	5,426	0	5,426	0
法人会計	43,115	28,859	14,045	211
経常外増減の部	0	0	0	0
小計（税引前当期支出額）	8,064,080	65,369	7,995,944	2,767
法人税・住民税及び事業税	0	0	0	0
当期支出合計	8,064,080	65,369	7,995,944	2,767

VI 令和7年度主要事業計画・実績比較

(単位：千円)

事業名		事業計画	実績	備考
給食・食育推進事業会計		6,822,978	6,932,674	
	学校給食用食材調達事業	6,818,450	6,928,566	
	食育・地産地消推進事業	4,528	4,108	
法人会計		29,077	34,005	
	総務・法人管理	29,077	34,005	

神戸市学校給食地産地消推進計画について

1. 趣旨

これまで、神戸市学校給食では、北区・西区に有数の農業地帯を有する神戸市の恵まれた条件を生かし、米は原則 100%市内産を使用し、野菜は市内産の優先利用や、給食での使用量が多い野菜（たまねぎ、にんじん、じゃがいも）の生産を推進する「こうべ給食畑推進事業」などの地産地消の取組を進めてきた。その結果、給食における市内産野菜の地産地消率は平成 29 年度に過去最高の 19.8%となったが、近年は低下傾向となっている。

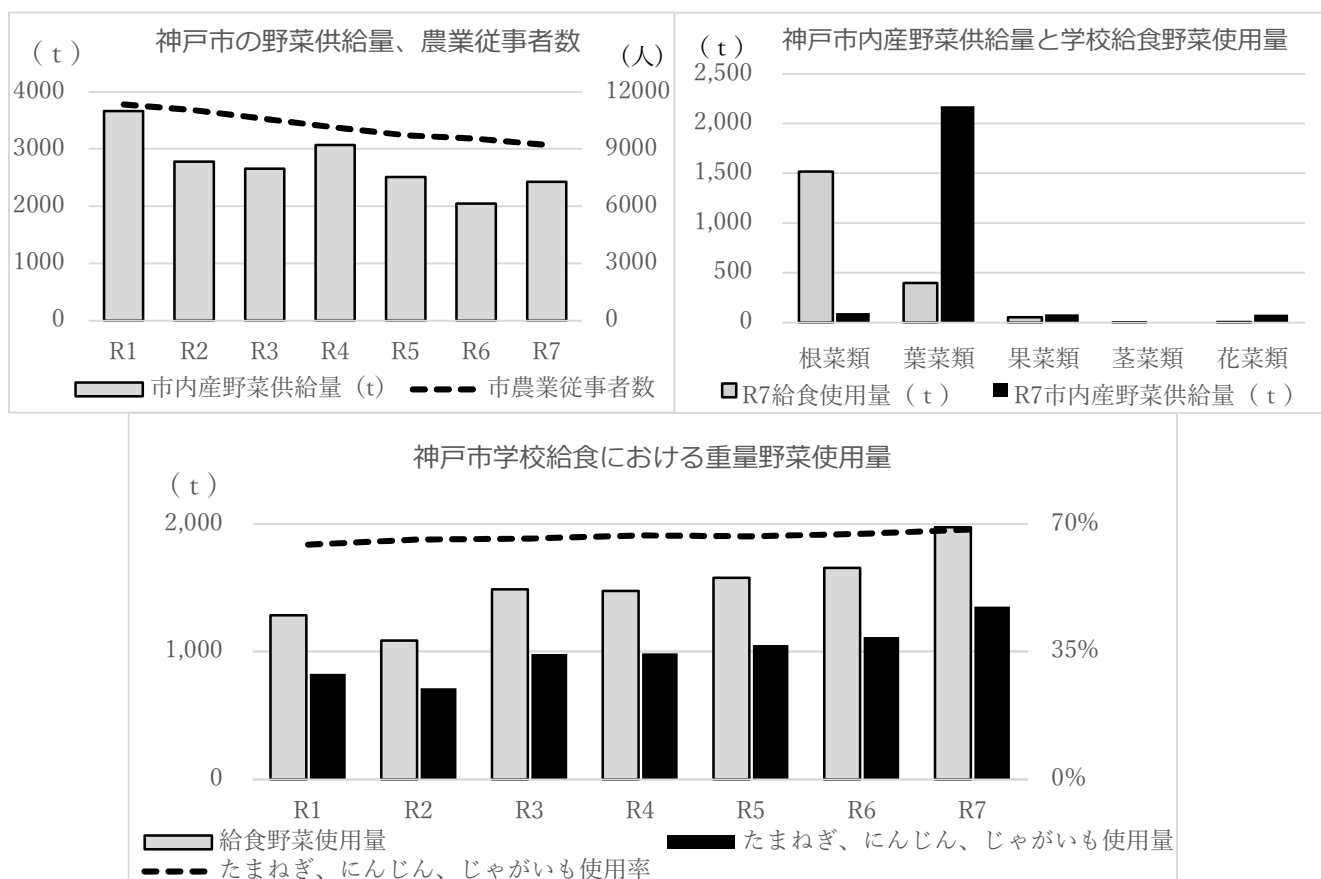
給食における地産地消には以下の課題がある。

- ①神戸市内野菜生産者や生産量の減少
- ②地産地消の基準が神戸市の実情に適していない（市内野菜の生産は葉物野菜を中心、給食ではたまねぎ、にんじん、じゃがいも等の重量野菜を多く使用）
- ③市内産重量野菜（たまねぎ、にんじん、じゃがいも）の生産拡大
- ④生産量が十分にある市内産野菜を、十分に給食に使用していない

一方、学校給食の状況を見ると、児童生徒数は減少しているものの、令和 8 年 1 月からの中学校給食の全員喫食移行に伴い、喫食数は増加している。

このような状況を踏まえ、学校給食における神戸にふさわしい地産地消を進めるため、令和 7 年度に給食関係者で神戸市学校給食地産地消推進懇話会を開催し、新たな地産地消の基準や、具体的な取り組み内容を議論した。

これらの内容を「神戸市学校給食地産地消推進計画」として取りまとめ、令和 8 年度より本計画に基づき、目標の達成に向けて取り組みを推進している。



2. 神戸市学校給食地産地消推進懇話会の開催

(1) 開催日

令和7年6月27日（金）、12月11日（木）

(2) 出席者

(JA)

JA 兵庫六甲神戸北宮農総合センター、神戸西宮農総合センター

(市場関係者)

神果神戸青果株式会社（本場卸）、神戸中央青果株式会社（東部卸）

神戸中央青果卸売協同組合（本場仲卸）、学校給食資材納入事業協同組合（東部仲卸）

(神戸市)

経済観光局 局長（農政担当）、農水産課長 ほか

教育委員会事務局 副局長、健康教育課長 ほか

(神戸市学校給食会)

会長、常務理事、給食・食育推進課長 ほか

(3) 内容

① 6月会議

・現状分析

（地産地消の考え方、市内野菜の生産状況、給食における野菜使用状況など）

・他都市の基準など

（生産額、カロリー、品目、容量、市内野菜供給量に占める給食での使用率など）

・これまでの地産地消の取組や今後の地産地消推進方策

（こうべ給食畑推進事業、加工品の開発、収穫時期と献立のマッチングなど）

【懇話会での主な意見】

・給食で使用頻度の多いたまねぎなどの野菜の生産をさらに進めるために、（こうべ給食畑推進事業などで）作付面積を拡大する働きかけが必要ではないか。

・市内産野菜で、生産量に比して給食での使用率が少ない野菜を少しずつでも使用するためにも、収穫時期や野菜の品質などを、生産者、卸、行政間で、緊密な情報共有を促進するルールづくりが必要。

・全体の使用率だけではなく、例えば小松菜など神戸の代表的な野菜にフォーカスした品目単位での取り組みも必要ではないか。

・供給量が反映される基準の方が生産者のモチベーションがあがる。神戸市内の野菜の供給状況を踏まえた基準ベースとしては、地域内流通率（給食使用量／市内野菜供給量・生産量）が適切ではないか。

② 12月会議

地産地消の新たな基準、目標、推進方策について検討を行い、神戸市にふさわしい新基準、目標及び目標年次を定めた。また、目標達成に向けて、各関係者が責任をもって推進する取り組みを挙げ、共有した。

3. 神戸市学校給食地産地消推進計画（令和8～12年度）及び取り組み状況

（1）新基準

市内産野菜供給量のうち、給食で使用する野菜使用量の割合

（2）目標・目標年次

令和6年度9.4%を令和12年度に5割アップ（14%）

※令和7年度実績 10.0%（旧基準12.3%）

《参考》

旧基準：給食で使用する野菜使用量のうち、市内産野菜使用量の割合

目標20%（過去最高19.8%、令和6年度11.7%）

（3）今後の取り組み（※_____は8年度の取り組み状況）

《給食へ使用する市内産供給量が不足する野菜への対応》

①こうべ給食畑推進事業の拡大

- ・令和6年度約7haを令和12年度までにさらに5ha拡大
- ・集落営農組織での栽培など生産者増加の取組をあわせて実施

【8年度の取り組み状況】

- ・給食用適正品種・栽培試験
- ・生産者への技術指導・栽培講習会等の実施
- ・収穫調整作業の機械化試験
- ・新たな担い手（集落営農組織等）による生産拡大

《市内産供給量はあるが、給食に十分に使用できていない野菜への対応》

①一次加工品の導入拡大及び新たな加工食品の開発

- ・市内供給量が十分ある野菜を調理しやすく一次加工して使用
- ・市内産野菜を使ったコロッケなど調理済食品の新たな開発

【8年度の取り組み状況】

来年度の給食導入を目指して、給食で扱いにくいために、生鮮野菜として使用できていない市内産トマトのダイスカット加工を調整している。また、調理の手間がかかるブロッコリーについて、市内産ブロッコリーのカット加工に向けて検討する。

②規格外野菜等の活用拡大

- ・給食では通常使用されない規格、サイズ、品目を使用

【8年度の取り組み状況】

調理の効率性の観点から給食の生鮮野菜の規格は秀品及びM～2Lとなっているが、SDGsの観点から、JA・生産者からの要望も踏まえ、市内産規格外野菜を試験的に利用している。

- ・3Lたまねぎについて、昨年度までは共同調理場（北・垂水）で利用していたが、令和8年度5月より小学校の自校調理校で試験的に利用。
- ・生産者が農業を安定的に継続できるよう、生産現場の選別作業の負担軽減を目的として、6月に異なったサイズ（小：MからL、大：2Lから3L）のたまねぎ混載テストを小学校の自校調理校及び学校給食センターで試験的に実施。

③神戸の代表的な野菜にフォーカスした取組の推進

- ・神戸特産給食（副食全品に1種類以上市内産野菜を使用）の復活
- ・副食使用野菜の1種類は市内産野菜100%の献立を毎月提供

【8年度の取り組み状況】

「特産給食」については、近年の野菜の生育状況を鑑み、実施時期を11月から12月に移行する。

「神戸ベジセレクトメニュー（副食使用野菜の1種類は市内産野菜100%の献立を毎月提供）」については、JAからの出荷見込量の多い野菜情報と教育委員会の献立案を調整し、7月から実施している。7月は小中学校で小松菜使用。9月は小学校で小松菜、中学校で小松菜、ナスを使用見込。

④献立と収穫時期のマッチング促進

- ・関係者の密接な情報共有により、天候不順などによる収穫時期変更等に対応

【8年度の取り組み状況】

JAから毎月関係者に4か月先までの生育見込情報発信を開始した。この情報も踏まえて、小学校は4か月前、中学校は3.5か月前に献立原案を作成している。